

全国安全週間の  
実施について  
「今日から変え  
る現場ルール  
—暑さと年齢に  
勝つ安全管理」

---

葛城労働基準監督署  
安全衛生課



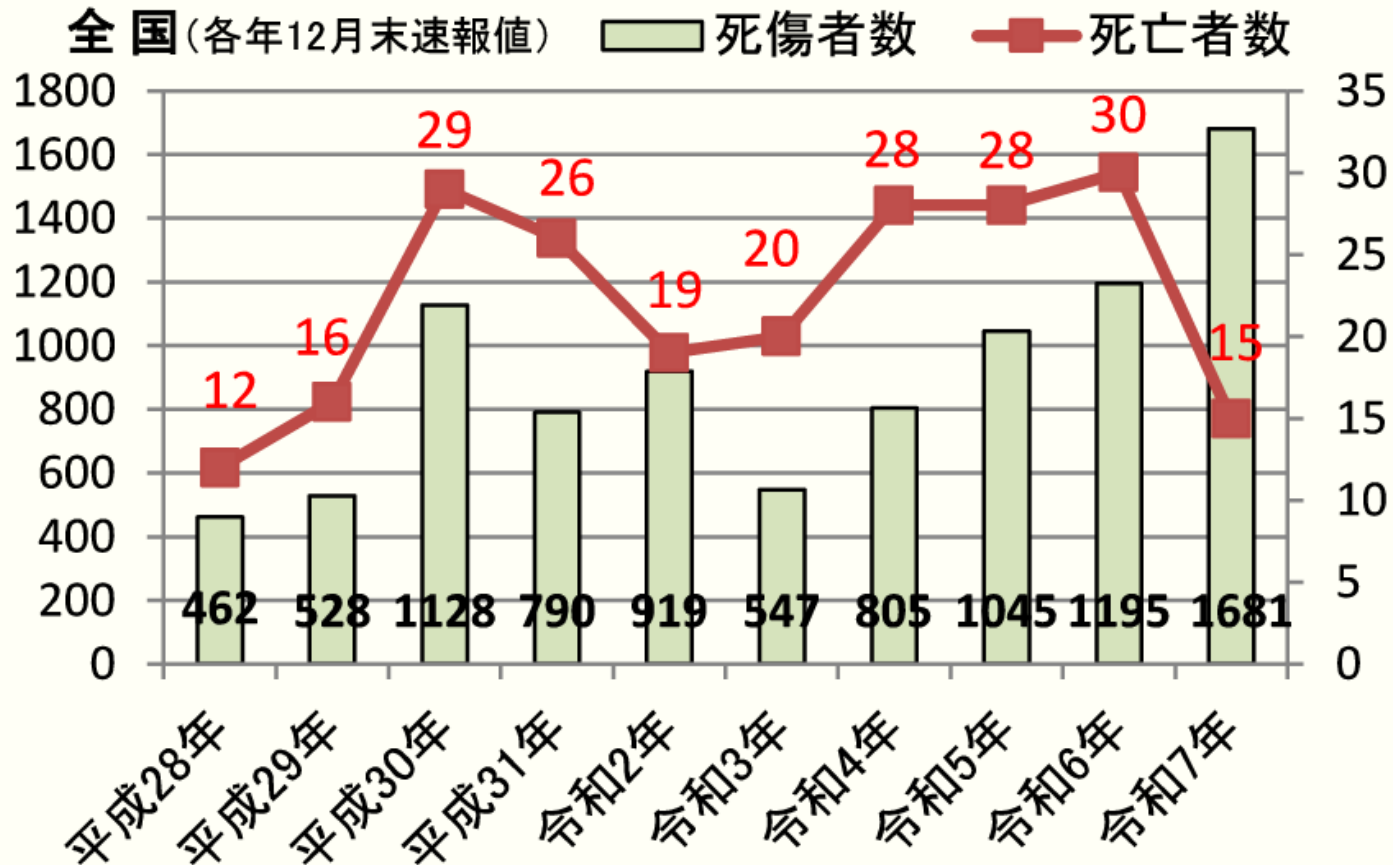
# 暑さに勝つ安全管理 (熱中症対策)

---

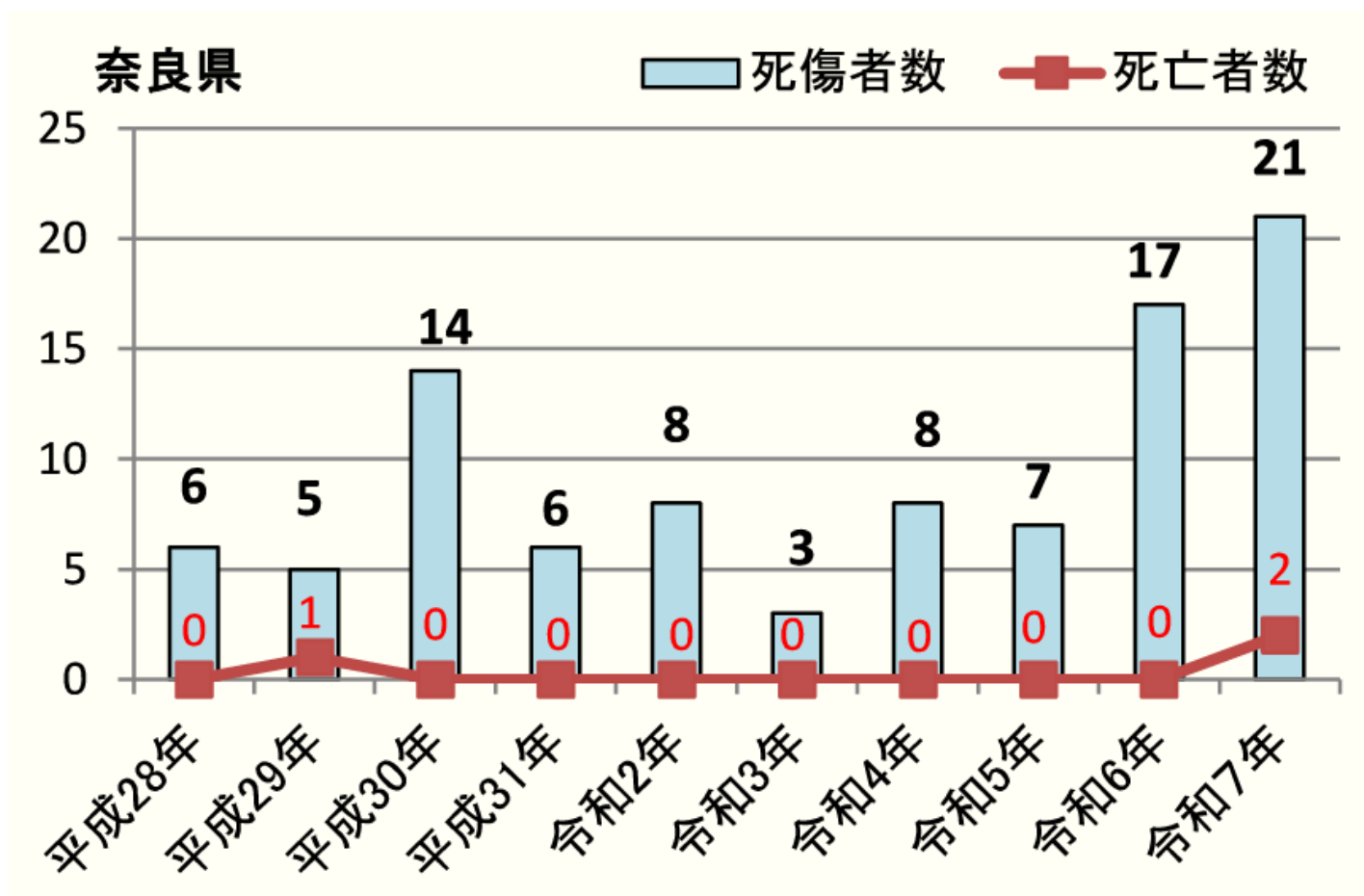


# 熱中症災害発生 状況

# 全国における熱中症による労働災害の発生状況



# 奈良県における熱中症による労働災害の発生状況





# 熱中症による 死亡災害事例

6/16 14:00  
警備業



- 土木工事現場における警備業務において、休憩時間終了後、立ち上がった際に目眩でふらつき、仰向けに倒れ、死亡が確認されたもの。
- 35.5℃
- 72%

7/24 13:45  
農業

- 除草した草をダンプトラックへ積み込む作業中、ふらついていたため日陰で休憩させた後、車内でエアコンをつけて様子を見たが、手が痙攣していたため救急搬送するも死亡したものの。
- 36.7℃
- 73%

2026/6/15



# 熱中症による死亡災害と対策

平成30年に実施された、全国における熱中症による死亡災害29件の調査の結果、熱中症対策等の実施状況は以下のとおりであった。

- | WBGT値による管理 3/29
- | 被災者の熱順化 15/29
- | 事業場による水分、塩分の提供 15/29
- | 定期健康診断の実施 20/29

熱中症対策は十分ではないケースが多い



# 熱中症の症状

# 熱中症とは

熱中症とは、高温多湿環境下において、体内の水分、塩分等のバランスが崩れたり、体温の調整機能が破綻する等して発症する障害である。

- I 度                      めまい、熱失神、大量の発汗  
応急処置で対応可      熱痙攣（筋肉の硬直等）
- II 度                      頭痛、不快感、嘔吐  
病院への搬送              熱疲労（倦怠感、虚脱感）  
を要する
- III 度                      意識障害、運動障害、高体温
- IV 度                      特に深部体温40℃以上等の最重症  
入院治療を要する



重症度大



# 労働安全衛生法 による規制

# 法的規制(温湿度調節)

## ◆ 安全衛生規則第606条

事業者は、暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等の適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

※ 本条文は屋内事業場のみが対象となり屋外の建設現場等は対象とならない。

また、暑熱とは28℃以上、多湿とは相対湿度85%以上を指すもの。

# 法的規制(輻射熱からの保護)

## ◆ 安全衛生規則第608条

事業者は、屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等が存在するときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又は、その輻射熱から労働者を保護する措置(隔壁、保護眼鏡、頭巾、保護衣等)を講じなければならない。

また、当該作業場において作業に従事する労働者以外の者に対して、溶融炉等の輻射熱からの保護措置を講じる必要がある旨を周知しなければならない。

# 法的規制（発汗作業に係る措置）

## ◆ 安全衛生規則第617条

事業者は、多量の発汗を伴う作業場所においては、労働者に与えるため、塩及び飲料水を備えなければならない。

# 熱中症防止対策に係る規則改正

従来、熱中症防止対策に係る条文は前述のとおりと最低限の対策を求めるにとどまっていた。

熱中症による休業4日以上での労働災害は全国的に増加傾向にあり、特に、死亡災害については3年連続で30人超と高止まり傾向が続いている。

熱中症による死亡災害発生原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによる重症化であることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないことを目的として、今回の規則改正が行われたもの。

# 体制整備 関係作業者への周知

## ◆ 安全衛生規則第612条の2第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業(WBGT値28度以上又は気温31度以上で連続1時間以上又は1日4時間を超える場合)等、熱中症を生じるおそれのある作業を行うときは、予め、熱中症の自覚症状を有する場合、熱中症を生じた疑いがあることを他の者が発見した場合、その旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者(労働者に限定しない)に対して当該体制を周知しなければならない。

# 熱中症発生時の連絡体制(例)

## 熱中症緊急連絡先

1 総務課 内線

〇〇

2

3

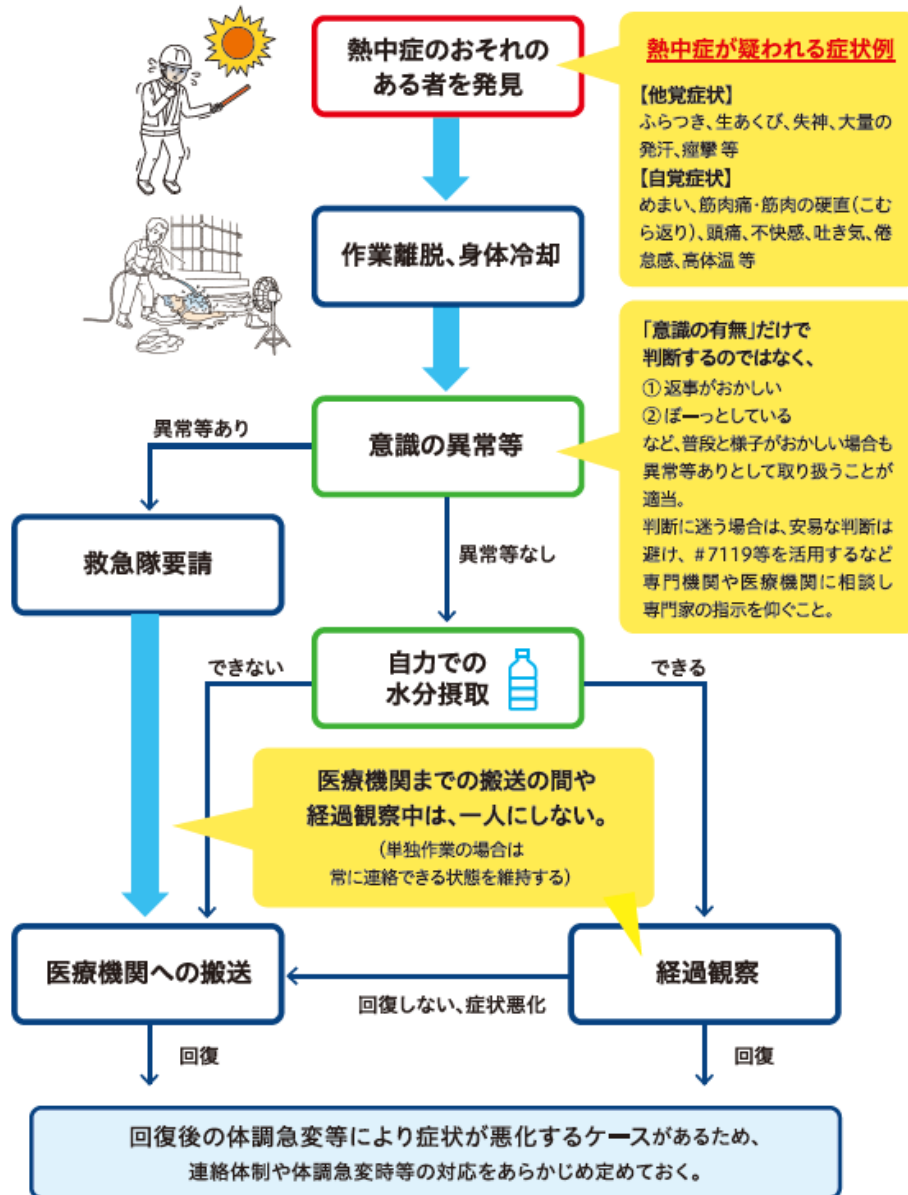
4

# 重篤化を防止するための措置

## ◆ 安全衛生規則第612条の2第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等、熱中症を生じるおそれのある作業を行うときは、予め、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコ却、必要に応じて医師の診察、処置を受けさせる等、熱中症の症状の悪化を防止するため必要な措置の内容、手順を定め、当該作業に従事する者(労働者に限定しない)に対して当該措置の内容、手順を周知しなければならない。

# 熱中症の症状がある場合の対処法(例)





# 熱中症防止対策 ガイドライン

# 熱中症防止対策ガイドラインの策定

熱中症防止に関する実際的な対策は、従来、「職場における熱中症予防基本対策要綱」により示されていた。

近年の熱中症の増加傾向を受け組織された検討会において、「一律の対策ではなく、複数のオプションから事業場毎に業種、業態に応じた適切な対策を選択できる包括的な対策が望ましい」と答申が出された。

それを受け、令和8年3月18日付で「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」が新たに発出されたもの。

# 年齢に勝つ安全管理 (高年齢労働者労災 防止対策)

---



# 高年齢者の労働 災害防止のため の指針

# ガイドラインから指針へ

令和7年の労働安全衛生法の改正により、「高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定された（法62条の2）。

事業者が「必要な措置」を有効に実施するために必要な事項が取りまとめられ、指針として公示され、令和8年4月1日から公示されることとなったもの。

